

寄付金の税制上の優遇措置について

1 公益財団法人 日本レクリエーション協会に支出する寄付金について

公益財団法人 日本レクリエーション協会（以下、「本会」という。）は、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人として財務大臣により「特定公益増進法人」に指定されているため、本会に対する寄付金については、様々な税制上の優遇措置の対象となります。法人が支出する寄付金については法人税の優遇措置の対象となり、また、個人の方が支出する寄付金については所得税や個人住民税等の優遇措置の対象となります。以下に、これら税制上の優遇措置（平成 26 年 5 月 1 日現在）についてご説明します。

2 法人税の優遇措置

(1) 制度の概要

法人が本会に寄付金を支出する場合、その年度に支出した寄付金の合計額と、次の算式によって算定した「損金算入限度額」とを比較して、いずれか低いほうの額の損金算入が認められ、その法人の法人税額が軽減します。

(2) 損金算入限度額

次の【算式 1】で計算した「一般の寄付金の損金算入限度額」に、【算式 2】で計算した「特別損金算入限度額」を加算した額が「損金算入限度額」になります。

【算式 1】

$$\frac{\text{資本金等の額} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100}}{4} = \text{一般の寄付金の損金算入限度額}$$

【算式 2】

$$\frac{\text{資本金等の額} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100}}{2} = \text{特別損金算入限度額}$$

※1 事業年度が 1 年未満の場合、その事業年度の終了時における資本金等の額（零に満たない場合は零とします。）を 12 で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額になります。

例えば、資本金等の額が 2,000 万円、所得の金額が 1,400 万円の一年決算法人による 50 万円の寄付であれば、「 $(20,000,000 \text{ 円} \times 0.25\% + 14,000,000 \text{ 円} \times 2.5\%) \div 4 = 100,000 \text{ 円}$ 」が「一般の寄付金の損金算入限度額」となり、「 $(20,000,000 \text{ 円} \times 0.375\% + 14,000,000 \text{ 円} \times 6.25\%) \div 2 = 475,000 \text{ 円}$ 」が「特別損金算入限度額」となりますので、この「100,000 円」に、「475,000 円」を加算した額「575,000 円」がこの法人の「損金算入限度額」になります。したがって、50 万円全額の損金算入が認められます。損金算入になりますので、「 $500,000 \text{ 円} \times$ 寄付を行った法人に適用されている法人税率」が法人税の軽減額になります。寄付を行った法人に適用されている法人税率が 20% のとき「 $500,000 \text{ 円} \times 20\% = 100,000 \text{ 円}$ 」、30% のとき「 $500,000 \text{ 円} \times 30\% = 150,000 \text{ 円}$ 」が法人税の軽減額になります。

(3) お手続き

この制度の適用を受けるためには、寄付を行った法人が、法人税の確定申告書にその金額を記載し、寄付金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存する必要があります。

3 所得税の優遇措置

(1) 制度の概要

個人の方が本会に寄付金を支出する場合、次の算式によって算定した「寄付金控除額」が年間所得総額から所得控除され、その方の所得税額が軽減します。

(2) 寄付金控除額

その年に支出した 寄付金の合計額 (※1)	-	2 千円	=	寄付金控除額
--------------------------	---	------	---	--------

※1 その年の総所得金額等の 40% 相当額が上限になります。

例えば、10 万円の寄付であれば、「 $100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = 98,000 \text{ 円}$ 」が「寄付金控除額」として寄付を行った方の年間所得総額から所得控除されます。所得控除になりますので、「 $98,000 \text{ 円} \times$ 寄付を行った方に適用されている所得税率」が所得税の軽減額になります。所得税の税率は累進方式ですので、所得が多いほど税率は高くなります。すなわち、寄付を行った方に適用されている所得税率が 20% のとき「 $98,000 \text{ 円} \times 20\% = 19,600 \text{ 円}$ 」、30% のとき「 $98,000 \text{ 円} \times 30\% = 29,400 \text{ 円}$ 」が所得税の軽減額になります。

(3) お手続き

この制度の適用を受けるためには、寄付を行った方が、所得税の確定申告を行って

いただく必要があります。お住まいの地域を管轄する税務署に、本会が発行する領収証等を確定申告書に添付して申告を行って下さい。

4 個人住民税の優遇措置

(1) 制度の概要

個人の方が本会に寄付金を支出する場合、都道府県、市区町村が条例で指定した寄付金(※1)のうち、次の算式によって算定した「基本控除額」が個人住民税額から税額控除され、寄付を行った方の住民税額が軽減します。

※1 控除の対象となる寄付金、団体等については、お住まいの都道府県、市区町村にご確認下さい。

(2) 基本控除額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{その年に支出した} \\ \hline \text{寄付金の額の} \\ \hline \text{合計額 (※1)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{2 千円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{10\%} \\ \hline \text{(※2)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{基本控除額} \\ \hline \end{array}$$

※1 前年の総所得金額等の30%相当額が上限になります。

※2 都道府県が指定した寄付金は4%、市区町村が指定した寄付金は6%、都道府県と市区町村双方が指定した寄付金は10%になります。

例えば、10万円の寄付であれば、「100,000円-2,000円×10%=9,800円」が「基本控除額」として寄付を行った方の個人住民税額から税額控除されます。税額控除になりますので、「9,800円」が個人住民税の軽減額になります。

(3) お手続き

この制度の適用を受けるためには、寄付を行った方が、個人住民税の申告を行っていただく必要があります。お住まいの市区町村に、本会が発行する領収証等を申告書に添付して申告を行って下さい。なお、所得税の確定申告を行う方はこの申告は不要です。

5 相続税の優遇措置

(1) 制度の概要

相続や遺贈によって取得した財産を寄付した場合、その寄付をした財産は相続税の課税対象としない特例があります。

(2) 適用要件

この特例を受けるためには、次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- ① 寄付した財産が、相続や遺贈によって取得したものであること (※1)
- ② 相続財産を相続税の申告書の提出期限までに寄付すること

※1 相続や遺贈で取得したとみなされる生命保険金や退職手当金も含まれます。

(3) お手続き

この特例を受けるためには、寄付を行った方が、相続税の申告を行っていただく際、本会が発行する領収証等のほか財産の明細書や一定の証明書類を申告書に添付して申告を行う必要があります。

6 優遇措置の詳細について

優遇措置の詳細その他税制のご相談等については、税理士又は公認会計士にお問い合わせいただくか、税目に応じて次の公官署等にお問い合わせ下さい。

- (1) 法人税、所得税及び相続税に関するお問い合わせ
 - お住まいの地域を管轄する税務署
 - 国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/index.htm>
- (2) 個人住民税に関するお問い合わせ
 - お住まいの都道府県又は市区町村の税務部等
 - お住まいの都道府県又は市区町村のホームページ